

議第 1 8 1 号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

呉市介護予防センター（蒲刈介護予防センター）の指定管理者を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，あらかじめ呉市議会の議決を経て，指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

呉市介護予防センター（全 2 施設）のうちの 1 施設を対象とするものです。

施 設 名	蒲刈介護予防センター
施設所在地	呉市蒲刈町大浦字宮田新開 5 1 0 9 番地 2
設置年月日	平成 1 6 年 3 月 3 1 日
設 置 目 的	高齢者及び障害者の介護予防のための事業を実施し，もって市民の福祉の増進をするための施設として設置する。
設 置 条 例	呉市介護予防センター条例
施設規模等	敷 地 面 積 7 1 7 . 4 7 m ² 延 べ 面 積 2 7 3 . 1 8 m ² 構造・階数 木造，平屋建て 主 要 施 設 研修室，機能訓練室，生活指導室，事務室
利 用 状 況	利用者数 令和 3 年度 2 0 6 人 令和 4 年度 1 , 1 7 1 人 令和 5 年度 1 , 1 2 0 人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	令和 5 年度 【呉市分】 歳入 0 千円 歳出 2 7 4 千円 指定管理料 0 千円 需用費（光熱水費） 2 7 4 千円 【指定管理者分】 収入 0 千円 支出 0 千円 ※指定管理者の収支決算詳細については，別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料 1）を参照
指定管理実績	平成 2 7 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 3 1 日 蒲刈地区社会福祉協議会 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 蒲刈地区社会福祉協議会

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 次に掲げる事業に関する業務
 - ア 高齢者等の介護予防に関すること。

イ 高齢者等の趣味活動及び生きがい活動に関すること。

ウ その他市長が特に必要と認める事業

(3) 呉市介護予防センター（蒲刈介護予防センター）の利用の許可に関する業務

(4) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団 体 名	蒲刈地区社会福祉協議会
団体所在地	呉市蒲刈町宮盛1番地2
代表者氏名	会長 平尾 俊正
設 立 目 的	呉市社会福祉協議会と密接な連携を図るとともに、蒲刈地区における住民の福祉増進を図り、明るく住み良い、健全な地域社会をつくることを目的とする。
事 業 概 要	(1) 地区内の社会福祉に関する諸問題についての対策の協議と計画の実践 (2) 地区内の各種団体が行う福祉活動への助成 (3) 呉市社会福祉協議会蒲刈支所への協力並びに各種団体相互の連絡調整 (4) 共同募金運動の推進 (5) 社会福祉を増進するための広報活動 (6) その他目的達成に必要な事業
役 員	会 長 平尾 俊正 副会長 梶本 良金 脇田 元継 中神 悦文 会 計 坂本 好 監 査 田中 みわ子 今村 敬子
決 算	令和5年度 収入 3,085千円 支出 3,085千円

6 団体（候補者）から提出された事業計画書の概要

管理運営上の基本方針	高齢者等の介護予防並びに趣味の活動及び生きがい活動の拠点として、有効に活用されるように管理運営をしていく。
管理運営体制	施設を管理する責任者として管理人を配置するほか、管理運営委員会を設置して、利用者の視点に立った管理運営を行う。
施設の維持管理	防火、盗難予防等の管理に万全を期するとともに、維持修繕を適切に行う。
利用促進の取組	地元各団体の広報誌・回覧板への掲載を働き掛けることで、認知度の向上を図るとともに、「ふれあいサロン」の場や地域団体の活動拠点として、ニーズに沿った利用促進に努める。

経費削減の 取組	日常から小さな無駄の節約を積み重ねることにより経費を削減し，利用者の協力を得ながら，光熱水費の削減に努める。
-------------	--

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

8 選定の理由

当該施設については，地域高齢者等の介護予防のための事業を実施することなどを目的とする施設であり，地域において各種福祉事業を実施し，地域の実態を把握している蒲刈地区社会福祉協議会が管理運営をすることが効果的であるため，公募を行わず同協議会を指定管理者の候補者として選定したものです。